

インターネット接続サービス契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

井原放送株式会社(以下、「当社」といいます)はこのicvインターネット接続サービス契約約款(以下、「約款」といいます)を定め、これによりicvインターネット接続サービス(本サービス)を提供します。

2 前項のほか、当社は本サービスに付帯するサービスをこの約款により取り扱います。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更する事があります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

第3条 (用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝走路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供すること目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
インターネット接続サービス取扱所	1.インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2.当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
端末設備	本サービスの提供を受けるために加入者が設置する設備
端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第4条 (インターネット接続サービスの種類等)

契約には、次の種類があります。

インターネット接続サービスの種類	内容
光アクセスインターネット接続サービス	光アクセス回線を使用する本サービス

2 契約には料金表に定める品目等があります。

第5条 (契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。

第6条 (最低利用期間)

本サービスには、当社が別に定める最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、1月当たりの利用料金相当額を一括して支払って頂きます。

第7条 (契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

第8条 (契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、この約款をご承認の上、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- ① 料金表に定める本サービスの品目等
- ② 契約者回線の終端とする場所
- ③ その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第9条 (契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従つて承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- ① 契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。
- ② 契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- ③ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条 (本サービスの種類等の変更)

契約者は、料金表に規定する本サービスの品目等の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条及び前条の規定に準じて取り扱います。

第11条 (契約者回線の移転)

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があつたときは、第9条の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第12条 (利用休止)

当社は契約者から請求があつたときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 利用休止に係る費用については料金表の定めによります。

第13条 (その他の契約内容の変更)

当社は、契約者から請求があつたときは、第8条第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があつたときは、当社は、第9条の規定に準じて取り扱います。

第14条 (譲渡の禁止)

契約者が契約に基づいて本サービスを受ける権利は、譲渡することが

できません。

第15条 (契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第16条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することができます。

- ① 第5章第21条の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- ② 第5章第21条の規定のいずれかに該当する場合に、その事が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することができます。
- ③ 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。
- 2 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 3 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

第17条 (付加機能(オプションサービス)の提供等)

当社は、契約者から請求があつたときは、料金表の規定により付加機能(オプションサービス)を提供します。

第4章 回線相互接続

第18条 (回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があつた場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第19条 (回線相互接続の変更・解約)

契約者は、前条の回線相互接続を変更・解約しようとするときは、その旨を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に通知していただきます。

2 前条の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

第20条 (利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することができます。

- ① 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- ② 第6章第22条の規定により本サービスの利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。
- 3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。

第21条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社

が定める期間(その本サービスの料金その他の債務(この約款により支払を要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その本サービスの利用を停止することができます。

- ① 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)。
- ② 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- ③ 第10章第37条の規定に違反したとき。
- ④ 電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- ⑤ 電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を解約しないとき。
- ⑥ 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 利用の制限

第22条 (利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって電気通信事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 本サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。

第7章 料金等

第23条 (料金の適用)

当社が提供する本サービスの料金は、加入工事料、利用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第24条 (利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能の解約については、その解約があつた日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は解約があつた日が同一の日である場合は1日間とします。)について、当社が提供する本サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- ① 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- ② 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- ③ 前2項の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区分	支払を要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
2. 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなつた期間が生じたとき。	利用できなかつた日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第25条 (加入料の支払義務)

契約者は、第2章第8条の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入工事料の支払を要します。

第26条 (手続に関する料金等の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第27条 (工事に関する費用の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第28条 (割増金)

契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第29条 (延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があつた場合は、この限りではありません。

第8章 保守

第30条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年4月1日郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第31条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末接続又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第32条 (設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、電気通信事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第33条 (契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなつたときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

第34条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(一の歴月の起算日(当社が契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。)から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかつたときは、前項の規定は適用しません。

第35条 (免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要する事となる場合であつても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(電気通信事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に

限り負担します。

第10章 雜則

第36条（承諾の限界）

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第37条（利用に係る契約者の義務）

当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営末端設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

8 契約者は、当社が提供する本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないこととします。

- ① 当社または他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
- ② わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為。
- ③ 他者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為、または侵害する恐れのある行為。
- ④ 公序良俗に反する行為
- ⑤ 犯罪行為及びそれに結びつく行為
- ⑥ その他法令に違反し、または違反する恐れのある行為
- ⑦ 当社のインターネット接続サービスの運営を妨げる行為。

第38条（通信の秘密の保護）

当社は本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。

2 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

3 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が満たされた場合には、当該開示請求の範囲で第1項の守秘義務を負わないものとします。

第39条（個人情報の取り扱い）

当社が別途定める「個人情報保護方針」に準ずるものとします。

第40条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互

接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があつたものとします。

第41条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第42条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第43条（閲覧）

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附則

(実施期日)この改正契約約款は平成24年12月24日から実施します。

(実施期日)この改正料金表は平成26年4月1日から実施します。

(実施期日)この改正料金表は平成31年4月1日から実施します。

(実施期日)この改正料金表は2019年10月1日から実施します。

(実施期日)この改正契約約款は2022年7月1日から施行します。

(実施期日)この改正契約約款は2024年2月1日から施行します。

i_c_v インターネット接続サービス料金表

10%税込

項目				総額表示
単位	プラン名	最大通信速度(bps)	標準機能（備考）	
オプション利用料(月額)	icvネット10	下り10M/上り10M		3,300円
	icvネット100	下り100M/上り100M		4,400円
	icvネット1G	下り1G/上り1G		5,500円
	休止	-	アカウントのみ利用可能	550円
加入工事料	固定IPアドレス		業務として使用される方のみ	2,200円
	ウイルスバスター月額版			550円
	無線LANルーター			220円
	Wi-Fiサービス By Wi2			396円
工事料	一般（テレビ契約あり）		部品代等が別途かかる場合があります。	16,500円
	一般（テレビ契約なし）		部品代等が別途かかる場合があります。	27,500円
	企業接続等		部品代等が別途かかる場合があります。	別途実費計算
手数料	移転工事料		部品代等が別途かかる場合があります。	11,000円
	設備変更工事料・移設工事料		部品代等が別途かかる場合があります。	別途実費計算
損害金(不課税)	事務手数料（1ヶ月ごと）			110円
	光モデム			10,000円
	光モデム用電源アダプター			2000円
	レンタル無線ルーター			5,000円

1. 料金表の適用

本サービスに関する料金及び工事に関する料金は、この料金表に定めるところにより適用します。

2. 料金の適用日

各種利用料金の変更は、サービス変更完了の翌月より適用します。

3. 料金等の変更

当社は本サービスに関する料金及び工事に関する料金を変更することができます。この場合には、これらの料金は変更後の料金によります。

4. 消費税相当額等

この料金表に表示されている金額は、損害金を除きすべて総額表示（10%税込）です。